

項 目	技術基準改正に係る経過措置と適合証明書の有効期間との関係について
1 内容 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表に関しては、順次、各別表を別表第十二へ一本化させる改正が行われているところです。 配線器具に関する技術基準（別表第四）も、令和6年6月1日付けで別表第十二へ一本化され、令和9年5月31日まで有効である旨の経過措置があります。 一方、登録検査機関が交付した適合証明書については、公布を受けた日から起算した有効期間の定めがあり、先述の経過措置期間を超えて有効となるケースがあり得ます。 別表第四に適合していることを証明する適合証明書の有効期間は、当該経過措置期間満了後も有効でしょうか。	
2 回答 電気用品安全法（以下「法」という。）9条1項に係る証明書としては、有効です。 しかしながら、技術基準解釈の改正は、消費者を電気による危険及び障害から護ることを目的として、当該電気用品に関する最新の知見に照らして行われるものです。 よって、経過措置後は、法8条1項の規定に基づいて新たな技術基準への適合性を確認しなければ、当該電気用品の輸入及び製造はできません。安全確保のため、早めに最新の技術基準解釈へ対応するようにしてください。 （理由） 法9条1項の規定に基づく適合証明書は、当該証明書の有効期間内において、届出をした電気用品の安全性を確保する能力を届出事業者が有していることを、登録検査機関が適合性検査により確認したことを証するものです。 別表第四の内容が別表第十二の内容に一本化され、その経過措置期間が到来することの意味は、新たに旧別表第四の内容による適合性検査を実施することはできないということであり、過去に発行した証明書の有効性を消滅させるものではありません。 なお、有効な適合証明書を有していたとしても、経過措置期間満了後、法8条1項の規定に基づき、旧別表第四に依拠しない方法により、技術基準に適合していることを確認しなければ、当該電気用品にPSEマークを表示し、販売することは	

できません。

(参照条文)

電気用品安全法（昭和36年法律第234号）（抄）

第8条 届出事業者は、第三条の規定による届出に係る型式（以下単に「届出に係る型式」という。）の電気用品を製造し、又は輸入する場合においては、経済産業省令で定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するようにしなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一、二 （略）

2 届出事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る前項の電気用品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。）について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

第9条 届出事業者は、その製造又は輸入に係る前条第一項の電気用品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。）が特定電気用品である場合には、当該特定電気用品を販売する時までに、次の各号のいずれかに掲げるものについて、経済産業大臣の登録を受けた者の次項の規定による検査（以下「適合性検査」という。）を受け、かつ、同項の証明書の交付を受け、これを保存しなければならない。ただし、当該特定電気用品と同一の型式に属する特定電気用品について既に第二号に係る同項の証明書の交付を受けこれを保存している場合において当該証明書の交付を受けた日から起算して特定電気用品ごとに政令で定める期間を経過していないとき又は同項の証明書と同等なものとして経済産業省令で定めるものを保存している場合は、この限りでない。

一、二 （略）

2 （略）

第10条 届出事業者は、その届出に係る型式の電気用品の技術基準に対する適合性について、第八条第二項（特定電気用品の場合にあつては、同項及び前条第一項）の規定による義務を履行したときは、当該電気用品に経済産業省令で定める方式による表示を付することができる。

2 （略）

第27条 電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第十条第一項の表示が付されているものでなければ、電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

2 （略）